

第2回千歳市宿泊税検討委員会

令和6年7月12日(金) 10時00分～

千歳市役所第2庁舎2階5.6会議室

1 第1回千歳市宿泊税検討委員会の振り返り

千歳市宿泊税検討委員会では、新たな対応を進めていくためには、宿泊税は必要であり、その財源については地方税の宿泊税が妥当であるとして総意で賛成となった。

(1) 新たな財源の必要性

観光を取り巻く環境は、「団体旅行」から「個人旅行」への旅行形態の変化に加え、体験型観光が注目を集めるなど観光客のニーズも多様化・高度化している。引き続き誘客を図るためには、観光客などの利便性や満足度を高める「受入環境の整備」や「観光資源の充実」などに、新たな対応が必要であり、財源確保が欠かせないことから、その財源として「受益」と「負担」という観点で、宿泊者に一定の負担を求める市独自の宿泊税導入について検討を進めていく。

(2) 税を手段とする妥当性

地方公共団体が新たな財源を確保する手段として考えられる、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄付金・協力金について、安定性・継続性、規模、受益と負担という視点から下記の一覧表のとおり比較検討を行った結果、財源確保の手段として、地方税の「宿泊税」は優位性がある。

種 類	安定性・継続性	規 模	受益と負担
地方税	安定的・継続的な確保が可能	対象者の設定等により規模の確保は可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能 ※普通税：市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税 ※目的税：入湯税、都市計画税、 宿泊税
分担金・負担金	特定の事柄に関しては安定的であるが 継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある ※負担金：保育所・学童クラブ保護者負担金
使用料・手数料	安定的・継続的な確保が可能	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある ※使用料：コミュニティセンター、キャンプ場、地下駐車場、市営住宅 ※手数料：住民票の発行、し尿処理、塵芥処理
寄付金・協力金	善意や協力に基づくため、安定的・継続的な確保が難しい	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない ※寄付金：ふるさと納税

(3) 委員の主な意見

- ・受入環境の整備を進めて観光振興に取り組む必要がある以上、観光振興を目的とした安定的な財源の確保は必要である。
- ・「観光振興プラン」に応じた優先順位で使途を決めるなど、使途の明確化が必要である。
- ・最近では観光の流れが変わってきており、バス旅行が増えつつある中、バスの運行状況は変わらず、二次交通を充実していく必要がある。
- ・宿泊税については今進めていくべきタイミングだと捉えている。
- ・宿泊税をどのように還元されていくかが一番の関心事となっているため、具体例を示してもらいながら進めてほしい。
- ・インバウンドを含め、千歳市内で国内外の観光客のおもてなしが十分ではないと感じている。
- ・宿泊税は導入すべき時期と考えている。新千歳空港を訪れる方を街中に誘客するためには、他のまちに勝つための魅力の創出、深夜や早朝に対応できる二次交通の整備が必要と考える。

2 千歳市における宿泊税導入の検討に関するアンケート調査結果

(1) 宿泊事業者アンケート調査結果

① 調査方法

市内において、旅館業法の許可を受けている全ての旅館・ホテル又は簡易宿所にアンケート用紙を郵送するとともに、住宅宿泊事業法の届出をしている住宅(民泊)については、氏名が公表されていないことから、公表されている住所を参考に郵便ポストにアンケート用紙を投函し、アンケート調査を実施した。回答方法は、二次元バーコードから入力し、提出していただいた。

② 調査期間

令和6年5月8日(水)～5月31日(金)

③ 回答状況

	配布件数	回答件数	回答率
旅館・ホテル	37件	20件	54.1%
簡易宿所	15件	3件	20.0%
民泊	14件	1件	7.2%
合計	66件	24件	36.4%

④ 調査結果

別紙①参照

(2) 宿泊者用アンケート調査結果

① 調査方法

下記の8つの宿泊施設のご協力により、宿泊者に対してフロントでアンケート調査を実施し、協力いただいた宿泊客に「じゃがポックル」一袋を粗品として進呈した。

■市街地

- ・ホテルグランテラス千歳
- ・ANA クラウンプラザホテル千歳
- ・ホテルウイングインターナショナル千歳
- ・ベストウエスタンプラスホテルフィーノ千歳
- ・ビジネスホテルホーリン

■支笏湖

- ・休暇村支笏湖
- ・丸駒温泉旅館
- ・しこつ湖鶴雅リゾートスパ水の譚

② 調査期間

令和6年5月8日(水)～5月31日(金)

③ 回答結果

居住地	回答数	割合
北海道内 (市街地・支笏湖)	104人 (73人・31人)	34.9% (70%・30%)
北海道外 (市街地・支笏湖)	159人 (106人・53人)	53.4% (67%・33%)
海外 (市街地・支笏湖)	35人 (20人・15人)	11.7% (57%・43%)
合計 (市街地・支笏湖)	298人 (199人・99人)	100% (67%・33%)

④ 調査結果

別紙②参照

3 千歳市における宿泊税の基本的な考え方(案)

(1) 宿泊税導入の目的について

市税には、市民等が行政サービスの受益に応じて費用負担をするという考え方があり、その受益と負担の観点から、観光政策の推進に要する費用について、観光客をはじめとした宿泊客にも一定の負担を求めることには合理性があるといえる。また、導入先行自治体においては、次の表のとおり導入目的として主に「都市の魅力を高める」及び「観光振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられている。(参考図表①)

【本市の目的】

千歳市の魅力を高め、時代に即したニーズに対応するとともに、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

【参考図表①】 宿泊税導入先行自治体における状況（目的）

先行自治体	宿泊税導入の目的
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
福岡県	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
福岡市	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てるため。
北九州市	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入観光の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

(2) 宿泊税の使途について

① 基本的な考え方

宿泊税の使途については、「受入環境の整備」、「観光資源の充実」、「持続可能な観光振興」の3つの項目を基本とし、取組については、導入先行自治体(参考図表②)や宿泊事業者・宿泊者アンケート結果及び観光振興プランに掲げた取組など参考に、来訪客の満足度や利便性向上につながる新規事業や既存事業拡充に充てることとする。

項目		取組例	見込額
宿泊税の使途	受入環境の整備	■ 宿泊施設・観光施設・商業施設の受入環境充実への支援 ・Wi-Fi 拡充、多言語化、翻訳機、キャッシュレス、バリアフリーなどの整備に対する補助 ■ 二次交通の整備 ・新千歳空港～駅～宿泊施設(循環バス) ・新千歳空港～駅～支笏湖地区(シャトルバス) ・宿泊施設～観光施設～商業施設(オンデマンド交通) ■ 観光案内所の機能強化 ・利用しやすい案内所の整備、対面式翻訳機など ■パンフレットやMAP(災害情報含む)の作成 ■ スポーツ合宿等の受入環境充実への支援	約1億1,000万円
	観光資源の充実	■ 支笏湖地区の魅力向上 ・受入環境充実・高付加価値への支援、豊かな自然を生かした体験など ■ アドベンチャーツーリズムの拡充 ■ 中心市街地活性化支援 ・宿泊客を取り込む施策	約5,000万円
	持続可能な観光振興	■ 災害時に備えた基金の創出 ・徴税コストを除く全額を基金に繰り入れ、毎年度の観光関連施策に充当するほか、災害などの不測の事態に備え、機動的な需要喚起や風評被害対策などのために一定額を積み立てる。(目標額3億円) ■ 人材育成・確保 ■ ホームページ、SNSでの発信強化 ■ マーケティング調査・分析	約3,500万円
	導入に係る費用	■ 特別徴収義務者報奨金 ※P12参照 ■ 初年度余剰金	約2,000万円
合計			約2億1,500万円

※上記はあくまでも現段階で想定している取組・見込額であり、宿泊事業者等の意見も踏まえて毎年度実施する取組を検討していくこととする。

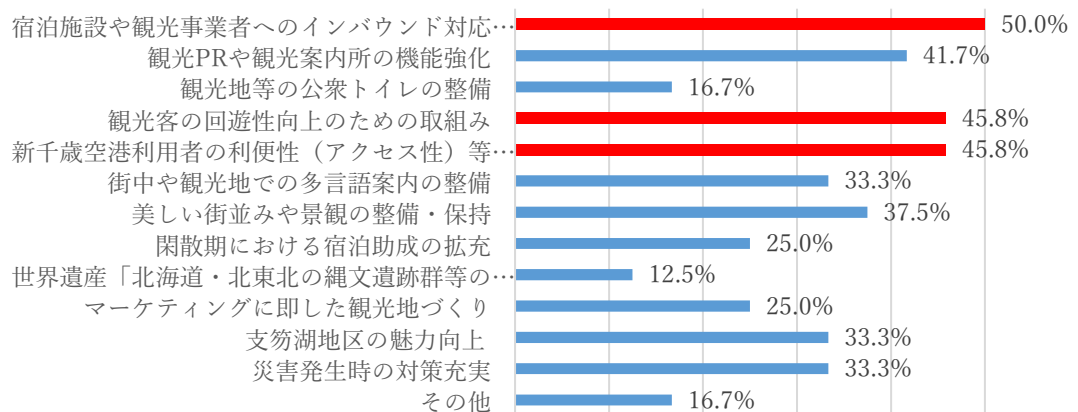
② 導入先行自治体(市町村)の主な使途

【参考図表②】導入先行自治体における状況（使途）

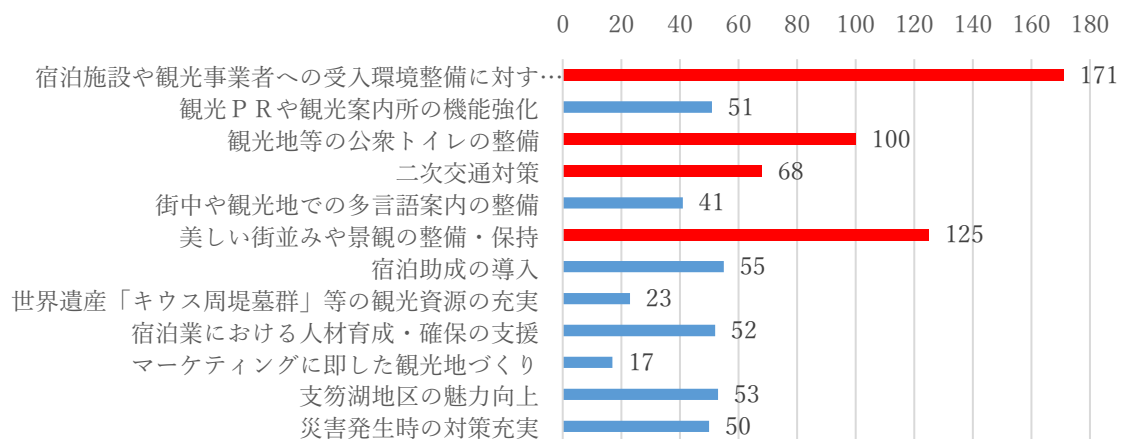
課税団体		京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
施行日		H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1
使途(主なもの)	1 受入環境の整備 充実	○観光地周辺のトイレ様式化 ○公衆トイレ清掃・維持管理・道路除草 ○駅・道路等のWiFiフリー化 ○災害時の観光客対策(多言語通訳、帰宅困難者対策等) ○市バス・観光地等の一部における混雑への対策強化	○おもてなし力を高める宿泊施設への改修支援 ○夜間景観の創出 ○公共シェアサイクルの利用促進 ○まちの美化・地域との共存	○歩道等のロードヒーティング	○WiFi拡充 ○MCE拠点形成 ○観光案内機能強化(ICTによる)スマートフォン観光案内システム)	○観光案内機能強化 ○北九州空港アクセス推進 ○宿泊施設等改修支援	○MCE向けコンテンツ充実 ○世界遺産保存整備事業 ○総合案内所運営
	2 観光資源の魅力向上(磨き上げ)	○京町屋の改修等継承の取組み ○文化財の保全、継承 ○歴史的景観の保全	○歴史的まちなみや景観の保全 ○伝統芸能文化継承支援 ○宿泊施設の工芸品展示支援	○景観づくり制度構築	○博多部の資源をストーリーとまちなみでつなぐ環境整備 ○海辺を活かしたコンテンツ造成	○小倉城周辺歴史文化観光磨き上げ ○血倉山プレミアム夜景創出	○長崎さるく推進(情報発信、ガイド研修) ○ナイトタイムエコミー推進
	3 その他	○観光サイトの機能充実、多言語対応強化 ○修学旅行生誘致の取組充実 ○MCE誘致	○海外からの誘致推進のためのプロモーション展開 ○金沢らしい旅行スタイル発信 ○MCE誘致		○デジタルサイネージによる情報発信強化	○海外ウェブサイト活用による戦略的インバウンド誘致 ○メディア活用による観光PR	○観光ファンストップサイトでの情報提供 ○日本新三大夜景情報発信

③ 宿泊事業者・宿泊者アンケート結果

【宿泊事業者】



【宿泊者】



④ 観光振興プランに掲げる取組

観光振興プランでは、本市の観光の現状を「強み」、「弱み」、「機会」、「脅威」に分類しており、本市における「強み」を活かし、「弱み」に分類する取組や施策の展開で掲げている取組のうち、来訪客の満足度や利便性向上につながる取組を展開する。

強み	弱み
【立地】 ・新千歳空港所在地 ・札幌市及び道内主要観光地へのアクセスの良さ 【地域資源】 ・水濤まつりなど集客のあるイベントが豊富 ・支笏洞爺国立公園に指定されている支笏湖を始め、千歳市に広がる豊富な自然環境 ・自然の中で体験できるアクティビティの充実 ・農村エリアの体験コンテンツの充実 ・市街地エリアでの道の駅、水族館、工場見学、食やスイーツ等多彩な見どころ ・世界遺産を始めとする歴史文化コンテンツが豊富 【宿泊】 ・高級からリーズナブルまで選択肢が多いホテル・旅館の集積 ・宿泊施設の増加 【その他】 ・「千歳第一発電所」を始めとする水力発電等ゼロカーボンの取組 ・地域連携DMO千歳観光連盟との連携可能な体制	【人材育成】 ・観光を取り巻く環境変化に対応できる地域観光人材の不足 【連携体制】 ・近隣市町村や観光関係者との連携強化が必要 ・千歳観光連盟(DMO)、域内の観光事業者や関連団体と連携した観光地経営の視点と取組強化が必要 【観光コンテンツ】 ・新たな観光ニーズに対応した観光資源の発掘と磨き上げ ・エリアをまたぐ観光コンテンツの商品造成が不足 ・付加価値の高い観光コンテンツ創出への取組不足 【インバウンド】 ・インバウンドに対するマーケティング視点が不足 ・マーケティングに基づく適切な情報発信や手段の検討と実践 ・インバウンドを域内に滞在、回遊させる仕掛けの不足 【二次交通】 ・二次交通インフラ及びインフォメーションの不足 【情報発信】 ・代表的な食や観光スポットの認知度が低い
機会	脅威
【インバウンド】 ・ウィズコロナ、アフターコロナでのインバウンドの回復 【交通インフラ】 ・新千歳空港国際ターミナルの拡張等の国際機能の強化 【旅行ニーズ】 ・マイクロツーリズムや個人旅行の増加 ・自然と共生等の環境意識の高まり ・ライフスタイルの変更に伴う、「コト」消費及びアウトドアの需要の高まり 【制度】 ・ウィズコロナ、アフターコロナにおける旅行需要喚起の取組 ・働き方改革 ・観光ビジョン実現プログラム2020等 【その他】 ・「アドベンチャートラベルワールドサミット2023北海道」の開催	【新型コロナウイルス感染症の影響】 ・新型コロナウイルス感染症の長期化による観光客の減少 ・新型コロナウイルス感染症の影響による観光業界の人材不足 【観光行動から環境への影響】 ・アウトドアニーズの高まりに伴う自然への影響 【観光全般】 ・国内全体や北海道の人口減少に伴う観光マーケットの縮小 ・多様化・複雑化する観光ニーズへの対応不足

(3) 宿泊税の課税要件について

千歳市における宿泊税の課税要件を検討するにあたり、先行している宿泊税を導入している自治体や宿泊事業者アンケート結果を参考にしながら検討を行った。

① 課税客体、課税標準及び納税義務者

導入先行自治体においては、東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」「簡易宿所」のほか、「民泊」も課税客体に含んでいる。（参考図表③）

宿泊客は宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とする。

【北海道案】

課税客体	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数

【市の方針】

課税客体	千歳市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数

【参考図表③】 宿泊税導入先行自治体における状況（課税客体、課税標準、納税義務者）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左

課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
施行日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和5年4月1日
課税客体	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊）	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者に係る施設（民泊）	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者を行う住宅（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左

② 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

全ての導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法により行っている。（参考図表④）

導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当であり、また、申告期限についても、毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）とする。

【北海道案】

特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する）
申告期限	3か月ごとに翌月の末日までの間の分を納入

【市の方針】

特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する）
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能

【参考図表④】 宿泊税導入先行自治体における状況（特別徴収義務者、徴収方法、申告期限）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項の経営に係る施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	同左	同左	同左	同左
申告期限	・毎月末日までに前月分の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	同左	同左	同左	同左

課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
施行日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和5年4月1日
特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者(旅館、ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者(旅館、ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	同左	同左	同左
申告期限	・毎月末日までに前月分の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能			

③ 税率(税額)、免税点

導入先行自治体において、概ね100円から1,000円の間で設定されており、税率(税額)は一律又は宿泊料金に応じて税額が変わる段階的定額制としている。また、東京都及び大阪府は免税点を設けている。(参考図表⑤)

本市においては、導入先行自治体の税率設定の状況や宿泊事業者アンケート結果及び現在、検討を進めている北海道の税率も考慮するとともに、宿泊客などの利便性や満足度を高める「受入環境の整備」や「観光資源の充実」など、新たな対応を進めるため一定の税收を確保する必要がある。免税点については、宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や移動利便性の向上といった施策効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず一定程度の受益があることから、免税点は設けず、広く負担していただくこととする。

【北海道案】

税率(税額)	段階的定額制 一人一泊につき「2万円未満の場合100円」、「2万円以上5万円未満の場合200円」、「5万円以上の場合500円」
免税点	なし

【市の方針】

税率(税額)	段階的定額制(札幌市の検討案) 一人一泊につき「5万円未満の場合200円」、「5万円以上の場合500円」
免税点	なし

【参考図表⑤】 宿泊税導入先行自治体における状況(税率(税額)、免税点)

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
税率	一人一泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円	一人一泊について、宿泊料金が 【R元6月条例改正後】 ①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	一人一泊又は一部屋一泊の 宿泊料金の2%
免税点	1万円	【R元6月条例改正後】 7千円	なし	なし	なし

課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
税率	一人一泊につき 200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は、50円 ※その他の宿泊に対して税を課す県内市町村の宿泊施設は、100円	一人一泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円 ※上記いずれも、うち県税50円	一人一泊につき 200円 ※うち県税50円	一人一泊について、宿泊料金が ①1万円未満:100円 ②1万円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:500円
免税点	なし	なし	なし	なし

【市内における宿泊料金の分布】

宿泊料金	市内分布
1万円未満	約38%
1万円以上2万円未満	約50%
2万円以上5万円未満	約10%
5万円以上	約2%

※宿泊料金はインターネットにより確認

【税收規模イメージ】

料金区分	税率	宿泊延べ数	税收規模
5万円未満	200円	約95万泊	約1億9,000万円
5万円以上	500円	約5万泊	約2,500万円
			約2億1,500万円

④ 課税免除

導入先行自治体のうち、京都市、倶知安町、長崎市以外は課税免除を設けていないが、京都市は、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者について課税免除を行っている。倶知安町や長崎市は、修学旅行に加えて、職場体験やスポーツ大会に参加する学生等についても課税免除としている。（参考図表⑥）

納税者である宿泊者にわかりやすく、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担を軽減するため、簡素な仕組みであることが望ましく、本市と北海道の制度が異なる場合、宿泊者や宿泊事業者の混乱を招きかねないことから、北海道の制度設計に合わせることを前提とする。

【北海道案】

課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
------	--------------------------

【市の方針】

課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
------	--------------------------

【参考図表⑥】 宿泊税導入先行自治体における状況（課税免除）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 ・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高等学校、専修学校の生徒又は学生
課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市	
課税免除				・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者	

【北海道における宿泊税の対象行事の範囲】

1 対象とする行事

教育課程の一環として実施される修学旅行及びその他学校行事

2 考え方

- ・公益性の観点から教育課程の一環として行われる全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団の全員が対象となる宿泊を伴う行事を対象とする。
- ・教育課程外のスポーツ大会や合宿などは、学校行事として範囲指定や捕捉など確認することが困難であることから対象外とする。
- ・園長、施設長、学校長(学長)による証明を求めることで、免除の該当性を厳格に判断する。

3 課税免除対象行事(想定)

- ・修学旅行、宿泊研修、園外お泊り会

【スポーツ合宿中の実業団へのヒアリング結果】

合宿の環境面については、「空港からのアクセスが良い」、「陸上長距離の環境が優れている」、「減免制度で利用料が免除される」など満足しており、宿泊税を導入した場合については、いずれの実業団も千歳合宿は継続する回答であった。

⑤ 課税期間(見直し期間)

総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、(中略)原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。

福岡県及び福岡市は、条例施行後3年経過時に見直しを行い、その後は5年ごとに見直すこととしている。その他の導入先行自治体は、5年ごとに見直しを行うこととしている。(参考図表⑦)

次期観光振興プランは、令和8年度から5年間の計画であることや、他都市の状況を踏まえ、条例施行後5年を目途に見直すこととする。ただし、制度の見直しが必要と認められる場合には、これより短い期間での見直しを実施できるよう規定する。

【北海道案】

課税期間(見直し期間)	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
-------------	--

【市の方針】

課税期間(見直し期間)	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
-------------	--

【参考図表⑦】 宿泊税導入先行自治体における状況（課税免除）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左

課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市
課税期間	条例施行後3年、その後は5年を目途に見直しを行う	同左	同左	3年ごとに見直し

⑥ 特別徴収義務者報奨金

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収にかかる新たな事務やその経費負担を課すことになるため、先行導入自治体では、宿泊税額に応じて交付金等を支給することとしている。（参考図表⑧）

導入先行自治体や現在検討を進めている北海道では、事務負担分として2.5%の交付金等に加え、導入後の5年間は+0.5%としており、本市においても同様の取り扱いとするが、現金以外の決済において手数料(3.0%～4.0%)が発生し、2.5%では実質赤字になるという意見もあり、今後、導入を予定している常滑市では、2.5%にクレジット決済相当分の手数料を上乗せした6.0%としていることから、宿泊税検討委員会での意見を踏まえ、市の方針を決定する。

【北海道案】

特別徴収義務者報奨金	納期内納入金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%
------------	---------------------------------------

【市の方針】

特別徴収義務者報奨金	納期内納入金額の2.5% ※導入から5年間は特例措置として+0.5%
------------	---------------------------------------

【参考図表⑧】 宿泊税導入先行自治体における状況（特別徴収報奨金）

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
特別徴収 交付金等	宿泊税特別徴収交付金 ・納付された金額の2.5% ※導入から5年間は特別措置として+0.5% 【交付上限額】 100万円	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金 ①すべての納期内完納 ⇒納期内完納額の25% ②1カ月でも納期完納していないとき ⇒納期内完納額の20% ③加算金を伴う増額更生等を受けたとき ⇒納期内完納額の1.0% ※導入から5年間は特別措置として+0.5%	宿泊税特別徴収事務補助金 ・納期内納入額の2.0% ※導入から5年間は特別措置として+0.5% 【交付上限額】 200万円	宿泊泊税特別徴収交付金 納期内納入額の25% ※導入から5年間は特別措置として+0.5% ※R5年度までは上記に、申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	宿泊税特別徴収交付金 ①すべての納期内完納 ⇒納期内完納額の25% ②1カ月でも納期完納していないとき ⇒納期内完納額の20% ③加算金を伴う増額更生等を受けたとき ⇒納期内完納額の1.0% ※導入から5年間は特別措置として+0.5%
課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市	
特別徴収 交付金等	宿泊税報奨金 納期内納入額の25% ※導入から5年間は特別措置として+0.5% また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申請で行い、かつ、納入内納入された場合は、さらに0.5%	宿泊税報奨金 同左	宿泊税報奨金 同左	宿泊税特別徴収奨励金 納期内納入額の2.5% 【交付上限額】 50万円	

⑦ システム改修費補助金

宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たにシステム等の改修に係る経費が発生するため、導入先行自治体の長崎市のみ、システム改修費補助金として「補助率2分の1、上限50万円」を交付している。（参考図表⑨）

現在導入を検討している常滑市は、「1施設あたり、50万円まで全額補助。50万円を超える部分は2分の1補助(上限額100万円)」としている。現在検討を進めている北海道は、2分の1補助(上限額有)としていることから、本市も同様に2分の1補助とし、上限額までは宿泊事業者の負担額を発生させないこととする。

【北海道案】

システム改修費補助金	1施設あたり、2分の1補助 ※上限額有
------------	---------------------

【市の方針】

システム改修費補助金	1施設あたり、2分の1補助 ※上限額は北海道と同額とする
------------	------------------------------

【参考図表⑨】 宿泊税導入先行自治体における状況（システム改修費補助金）

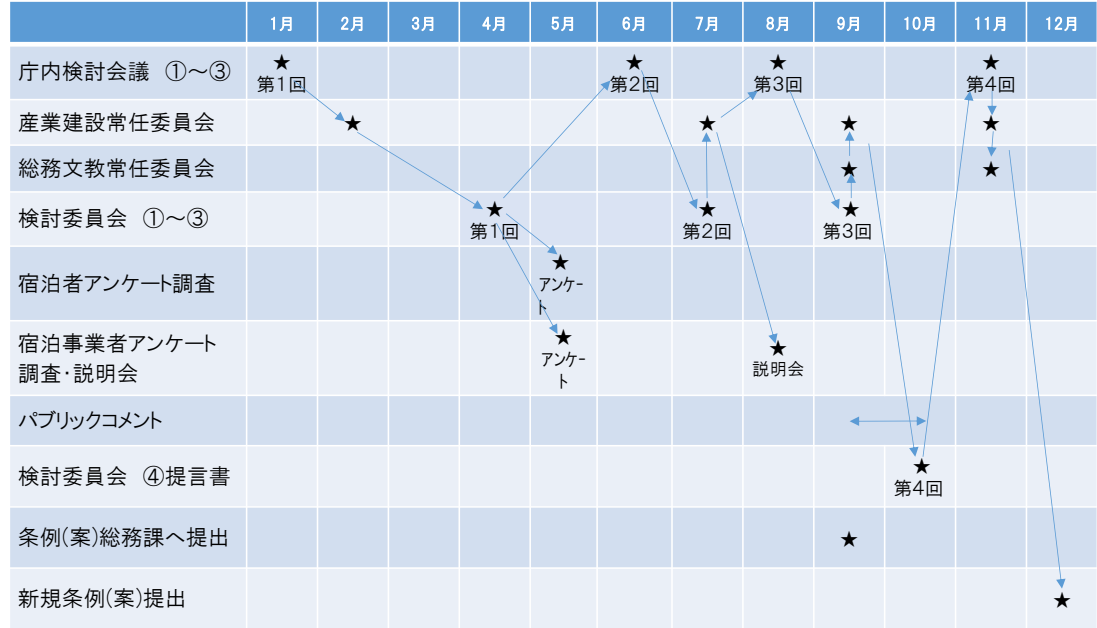
課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町
システム改修費補助金	なし	なし	なし	なし	なし
課税団体	福岡県	福岡県福岡市	福岡県北九州市	長崎県長崎市	
システム改修費補助金	なし	なし	なし	長崎市宿泊税システム整備費補助金 ・補助率2分の1 ※補助限度額50万円	

⑧ 本市における宿泊税の課税要件の考え方

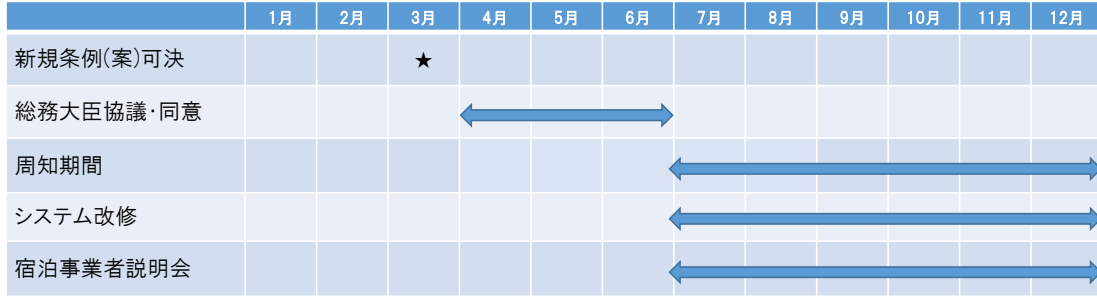
項目	要件
課税名	宿泊税(法定外目的税)
税収の使途	千歳市の魅力を高め、時代に即したニーズに対応するとともに、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
課税客体	千歳市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅(民泊)
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する)
税率(税額)	一人一泊について、宿泊料金が ・5万円未満の場合 200円 ・5万円以上の場合 500円
収入見込	約2億円
免税点	なし
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
課税期間(見直し期間)	条例施行後5年ごとに見直し
特別徴収義務者報奨金	導入当初5年間は、先行自治体と同等程度(本則2.5%+導入当初5年0.5%)の交付を想定
システム改修費整備補助金	システム改修費の2分の1を基本(上限額を設定) ※北海道と合わせると上限額までは全額補助

4 今後のスケジュール

【令和6年(2024年)】



【令和7年(2025年)】



【令和8年(2026年)】

